

広島市条例第 13 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市競輪条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市競輪条例の一部を改正する条例

広島市競輪条例（昭和 27 年広島市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 人 1 回につき 50 円」を「無料とし」に、「1 人 1 回につき 700 円」を「市長が別に定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。